○文部科学省告示第九十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十一年六月三十日

文部科学大臣　塩谷　立

特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方針

我が国の科学技術を振興し、国際競争力の飛躍的な向上につながる研究成果を世界に先んじて創出するためには、先端的かつ高度な研究等を行うための施設を、産業界の研究者等も含めた多様な研究者等に開放し、その共用を促進することにより、我が国の科学技術に関する研究等の基盤の強化を図るとともに、産学官及び国内外の研究交流による研究者等の多様な知識の融合等を図ることが求められている。

特定中性子線施設は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「高エネルギー加速器研究機構」という。）が共同で建設し、運営する複合研究施設である大強度陽子加速器施設のうち、日本原子力研究開発機構により設置される、世界最高水準の強度の中性子を利用して研究等を行うための施設である。本施設は、生命科学、物質科学等の様々な研究分野において、画期的な計測等の手段として用いることが可能であり、その積極的な活用により我が国の国際競争力の強化につながる研究成果の創出が期待できるものであることから、産業界の研究者等も含めた多様な分野の研究者等に対して、その共用を促進することが必要である。

このような認識の下、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、この方針を定めるものである。

第一　特定中性子線施設の共用の促進に関する基本的な方向

特定中性子線施設は、大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）、独立行政法人、産業界等の多様な研究者等によって積極的に活用が図られることにより、その価値を最大限に発揮し、我が国の科学技術の振興や国際競争力の向上に寄与することが可能となるものである。

このため、日本原子力研究開発機構においては、利用者の意見に十分配慮した中性子線共用施設の整備の推進や中性子線専用施設の公正な選定の実施等利用者本位の考え方を基本とした施設の整備及び運営を行うとともに、特定中性子線施設を通じた国際交流も含め、研究機関及び研究者等の活発な交流を促す措置を講じなければならない。

第二　施設利用研究に関する事項

一　公正な利用者選定の実施

特定中性子線施設の共用に当たっては、大学等、独立行政法人、産業界等の多様な研究者等に対して、透明な手続により公平な利用機会が提供されなければならない。

このため、施設利用研究を行う者の選定を行う際には、施設利用研究の科学技術分野への貢献度や発展性、社会経済への寄与や、社会通念に照らした妥当性等に配慮した適切な基準を策定し、これに従った審査を課題の性格に応じて適切に行うなど、公平性及び透明性を確保した公正な選定を行う必要がある。

二　適切な利用支援の実施

中性子線専用施設を設置する者が研究等を効果的に推進するためには、安定的に中性子線が供給されるとともに、特定中性子線施設に関連する技術情報等が適切に提供されることが必要である。

このため、日本原子力研究開発機構は、中性子線専用施設の設置を行った者に対して、中性子線の安定的な提供や技術情報等の提供等の支援を行う必要がある。

三　施設利用研究を支える中性子線利用研究及び人材育成の推進

特定中性子線施設が画期的な計測等の手段として活用され、継続的に優れた成果を創出していくためには、中性子線を利用した研究等の高度化を不断に図るとともに、これを支える人材の育成が必要不可欠である。

こうした観点から、中性子線に関連する研究等について知見を有する機関が、施設・装置、測定技術等の高度化を図りつつ、若手研究者育成の観点も踏まえ、最先端の利用研究を進めるとともに、その成果を適切に情報発信していくことが期待される。

四　積極的な成果の公表及び普及並びに啓発活動の実施

施設利用研究の成果は、科学技術の振興を図るとともに中性子線の利用分野等に関する新たな知見を活かした特定中性子線施設の更なる利用の促進を図る観点から、知的公共財として積極的に公表されるべきものである。

一方、知的財産の保護の観点から施設利用研究の成果を公表することが難しい場合にも、特許権の確立、製品化等による成果の普及を図ることが求められる。

また、利用者相互の情報交換が適切になされるよう配慮するとともに、シンポジウムの開催等による積極的な啓発活動に努め、新たな利用者の発掘を図ることが重要である。

五　国際交流の推進

我が国が世界の科学技術振興を先導し、これに貢献するとともに、関係する研究機関及び研究者等の交流による研究者等の多様な知識の融合を図るためには、科学技術の国際交流を積極的に推進することが重要である。こうした観点からも、特定中性子線施設を我が国における世界的な研究拠点として位置づけ、その積極的な活用を図ることが重要である。

このため、施設利用研究のうち、成果を公開する研究等を実施する場合には、原則として、国内の研究者等と同様に海外の研究者等にも公平に共用に供することとするとともに、国際的なシンポジウム等を積極的に開催し、その成果を世界に向けて発信することにより、世界の中で存在感を発揮することが必要である。

第三　中性子線共用施設の整備及び中性子線専用施設の設置に関する事項

一　中性子線共用施設の整備

日本原子力研究開発機構においては、中性子線共用施設の整備に当たって、利用者のニーズが適切に反映されるとともに、完成後効果的に活用されることが重要であることを踏まえ、幅広い分野の研究者等の意見や国内外の研究等の動向等を適切に把握しつつ、計画的に整備を進めることが必要である。

二　中性子線専用施設の設置

日本原子力研究開発機構及び高エネルギー加速器研究機構以外の者が自らの負担により建設する中性子線専用施設の選定に当たっては、第二の一に規定する基準に従った審査を行い、公平性及び透明性を確保することが必要である。また、中性子線専用施設の設置後も、その実績について適切な評価が行われることが必要である。

第四　中性子線共用施設の運営及び中性子線専用施設の利用に関する事項

一　施設の適切な運営の確保

今後、中性子線共用施設の完成までに、日本原子力研究開発機構と登録施設利用促進機関との連携の在り方をはじめ、特定中性子線施設の利用者の立場に立った運営方法について具体的に検討する必要がある。

また、中性子線専用施設の設置者は、その設置の主旨を踏まえた施設利用研究を実施するとともに、日本原子力研究開発機構においては、当該設置者と情報の交換を行うことにより当該施設の利用状況を把握し、必要に応じて当該設置者に対して適切な助言を行う必要がある。

二　運転時間

日本原子力研究開発機構は、利用者のニーズに可能な限り応えるために、効果的及び効率的な運営を図りつつ、充分な運転時間の確保に努める必要がある。

第五　その他特定中性子線施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

一　高エネルギー加速器研究機構との連携

日本原子力研究開発機構は、特定中性子線施設の運営に当たっては、大強度陽子加速器施設全体が一体的に運営されることが重要であるということに鑑み、高エネルギー加速器研究機構の設置する施設に影響を及ぼす施設の運営について、高エネルギー加速器研究機構と密接に連携を図る必要がある。また、特定中性子線施設に係る安全管理については、関係法令等に従い、両者が一体となって、万全を期する必要がある。

二　地元自治体との連携

特定中性子線施設は、当該施設が立地する地域における科学技術活動の活性化を図るとともに、その活動から創出された研究成果を活用した新産業・新事業の創出を促進するという観点からも重要であり、地域における産学官連携の深化をはじめとして、地元自治体による協力が求められる。

また、我が国が世界の科学技術振興を先導し、これに貢献するとともに、我が国に特定中性子線施設を核として世界的な研究拠点を設けていくためには、外国人研究者の受け入れ環境の整備等を進める必要があり、この点についても地元自治体に協力を求める必要がある。

このため、日本原子力研究開発機構は地元自治体と密接な連携を図る必要がある。

附　則

この基本的な方針は、平成二十一年七月一日から施行する。